

関西労災職業病 5月号

(通巻第185号)

関西労働者安全センター 1990.5.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

- 全国労働者安全衛生センター連絡会議発足…………… 1
- 高知振動病裁判 最高裁上告棄却…………… 3
- 労災保険金の不正使用暴露…………… 5
- 前線から(ニュース)…………… 7
- 6/15アスベスト問題の今後を問う討論集会のご案内……………12
- 〈学習のページ〉こころの病気の話⑨—摂食障害について—……………13
- 労災上積み補償を考える⑦……………15
- 労災補償ももし相談⑥……………17

総足

全国労働安全衛生センター連絡会議

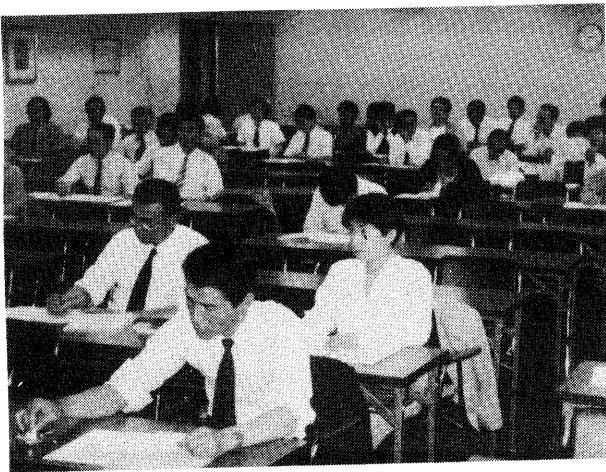
人間の生命を地球より重いものへ

五月十二日、全国労働安全衛生センター連絡会議（略称・全国安全センター）の設立総会が、東京の渋谷勤労福祉会館で開かれた。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、労災職業病や労働安全衛生運動に関する労働者側の全国的取り組みが、全国的組織が存在しないことから恒常的、継続的なものになりえておらず、労災保険法改悪問題など課題ごとに運動を組織するしかなかったこれまでの問題を解決するために、地域ごとに活動する各センターから設立が望まれてきたものである。昨年の第四回地域安全（労災職業病）センター交流会で設立が確認されて以来、運営委員会を中心に準備を開始し、この日までに全国か

ら十四の地域センターが参加を表明し、同時に呼びかけを行った賛助会員についても、七四人が参加している。

設立総会では、東京での事務所設



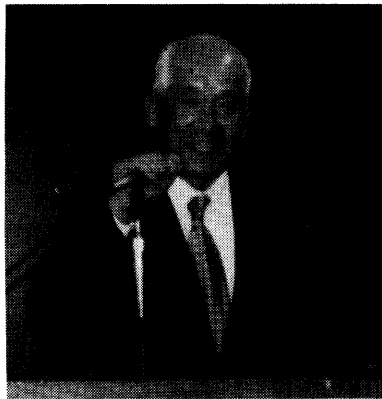
置、専従の配置、地域センター会員、賛助会員の会員制などを定めた規約や、労基法・労災保険法改悪反対闘争で示されている全国的運動水準の維持発展などの課題を定めた活動方針、さらに予算案、役員体制（後掲）について提案、決定した。特に討議の中で、労働省が進めている振動病被災者の打切り問題については、労災職業病闘争の焦眉の課題として、緊急の対策を行っていくことが確認された。

総会議事終了後は、四国勤労病院前院長で労働者住民医療機関連絡会議副議長の五島正則衆議院議員の特別報告、前国立公衆衛生院院長で全国安全センターの特別顧問に就任していただいた鈴木武夫氏の記念講演

が行われた。

夕方から開かれた、設立レセプションでは、じん肺問題の佐野辰雄氏、元労働基準監督官の井上浩氏、労働者住民医療機関連絡会議議長の天明佳臣氏、労働弁護団の古川景一氏が挨拶し、十四の地域センターが順次自己紹介を行った。

この日をもって全国安全センターは発足したわけだが、厳しい情勢の中で、労災保険法に限らず、制度改革あるいは改悪阻止の運動を専門的な全国組織としてどう実現していくかという課題については、全く新た



講演する鈴木武夫氏

な道のりを歩まなくてはならないことになる。また、地域センターの全国組織とは言いながら、まだ十四地域にしかないという現状から、どのようにネットワークを広げていくかという課題については、今後の活動の大きな柱になる。しかし、運動組織がないという全国的課題に関わる致命的な欠点が、全国安全センターの設立によって解消することは、私たちの運動にとって大きな前進と言ってよい。この新たな運動を推進し、強化するために、関西労働者安全センターとしても奮闘したい。

全国労働安全衛生センター連絡会議

一九九〇年度役員体制

◆議長・田尻宗昭（社団法人神奈川労災職業病センター）◆副議長・谷添嘉瑞（財団法人高知県労働安全衛生センター）東井富男（北海道医療生活協同組合）野口豊史（社団法人大分県勤労者安全衛生センター）◆

事務局長・古谷杉郎（専従）◆事務局次長・西野方庸（関西労働者安全センター）飯田勝泰（東京東部労災職業病センター）◆運営委員・西島正（三多摩労災職業病センター）未定（愛媛労災職業病対策会議）未定（自治体労働安全衛生研究会）◆幹事・平野敏夫（東京東部労災職業病センター）小沢公義（三多摩労災職業病センター）◆顧問・鈴木武夫（前国立公衆衛生院院長）◆特別顧問・五島正則（衆議院議員）



レセプション

不当にも、上告棄却

被・災・者・切・リ・捨・て・の・政・治・判・決

□ 「国に安全配慮義務違反なし」・「振動病は局所障害」 □

四月二〇日、最高裁第二小法廷

(草場良八裁判長)は、高知振動病裁判について原告の上告を棄却する原告全面敗訴の不当判決を下した。

高知振動病裁判とは、林野庁高知営林局元職員十二人とその遺族が、「振動病被災は国(林野庁)の安全配慮義務違反によるもの」として、国・林野庁を訴えていたもの。

判決で最高裁は、「国に安全配慮義務違反はない。」として国を免責し、さらに、焦点となっていた振動病の病像についても「振動病は手や指の局所障害であって、全身障害ではない」と、振動病被害を矮小化するという最悪の判断を下した。

職業病を隠ぺいする

政治的判決

この裁判は、一番高知地裁では原告が勝訴したが(一九七七年七月)、控訴審の高松地裁においては逆転敗

訴となった(一九八四年九月)。そ

の控訴審判決は、被災者原告らの振動病被害を認めた鑑定を否定し、「振動病は局所障害」と限定したばかりか、「機械文明の発展による人間生活の便利さの向上」のためには労働者の犠牲になってもやむを得ないとまで述べた。今回の最高裁判決は控訴審を踏襲したものとなった。

裁判上の争点は二つだった。一つは、チェンソー導入当時に振動病の発生が予見できたかどうか、もう一つは振動病の病像についてだ。

国有林に本格的にチェンソーが導入されたのは一九六〇年過ぎだが、一九五九年には農林省林業試験場の研究報告に「作業員に白ろう現象がみられる」とあるなど予見は明らかに可能だった。にもかかわらず判決は「一九六五年以前は予見不可能であり、その後の林野庁の措置も適切」としている。

また、振動病の病像についても、

医療現場と被災者の実態を無視して、
 とも「局所障害」との認定を下したのだ。

歴史的・科学的知見をまったく無視した「政治的判決」である。

振動病打切りを

やめさせよう

高松高裁控訴審判決を契機にその二年後の一九八六年秋、労働省は振動病に関する「新治療指針」通達（基発五八五号）を出し、振動病患者への打切りを大々的に開始した。

新指針は、『振動病は局所障害、四年で症状固定』等を内容とする労働省専門家会議の「報告」に基づいている。その後各地で打切り反対闘争が全林野・全山労を中心に展開され、安全センターも闘争に参加してきた。しかし、県ごとにテンポの差はあるものの、労働省は、つぎつぎに打切り調査を行い、大量の被災者

切捨てを続けているのが現状である。こうした状況の中で出された最高裁判決だということを確認する必要があるだろう。

労働者へのものだとどの立場から、安全センターとしてもとりわけ和歌山、奈良の振動病について関係労働組合、医療機関と協力を密にして取り組んでいきたい。

高知・振動病訴訟
 最高裁判決

国の過失責任否定

上告棄却「発生予防に努力」

チェンソー(自動のこぎり)を使って国有林の伐採作業に従事し、振動病にかかった高知県の高松市職員ら三十四人が国(林野庁)を相手に総額三億三千円の出費賠償を求め、一審の判断が分かれた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷(裁判長八裁判長)は二十日午後、「林野庁は振動病の発生予防する努力を尽くしており、安全配慮義務に欠けることはなかった」と国の過失責任を否定する見解を示し、原告敗訴の二審を支持し、上告審の判決を言い渡した。開示した五裁判官のうち奥野久之裁判官

は、国に賠償を命じる反対意見述べた。振動病をめぐる損害訴訟での最高裁判決は初めて。全国の八地、高裁で同様の訴訟十三件が傍争中で、これらの訴訟にも影響を与えらる。上告していたのは、高知県幡豆郡大正町の松本善三さん(66)と、高知管林局の元職員六人と、昭和四十九年の提訴後に死亡した原告六人の遺族十八人。三十四年から四十四年にかけて、チェンソーの作業にたずさわった。振動病として公務災害の認定を受けていた。第二小法廷は判決理由で、林野庁が三十年代初め、チェンソーを導入して以降、いつの間にか振動病の発生を予見できたかについて、「医学的な研究なども出てきた四十年になって考えられる」と判断。林野庁がとった配慮措置(四十二年)などの予防策に照らし、「相当の措置を講じてきたといえ、これ以上の措置を求めることは難きを強いることになる」と述べた。

「労働省の不正またも!!」

協同年金福祉協会

労働保険金の不正使用暴露

天下り用のトンネル会社

衆議院予算委で村山議員(基)が追及(4/1)

リクルート疑惑に続いて、労働省の汚職がまたまた明らかになった。

それぞれ専務理事、常務理事、総務部長の役職についている。

（労働年金福祉協会の専務理事らが、自ら社長となっている会社「ナシオン企画」に協会のPR誌を注文、単

裏金作りのトンネル会社

価の三倍以上の価格で買い上げ、その利ざや一億円余りを自分たちの役員報酬として分配していたのである。

同協会は「年金のまど」「年金ジャーナル」らをPR誌を発行している。

郭団体の一つであり、労働省官僚の天下り先となっている。今回問題となった中根義明、野中章、岸雄一ら

は八七年に「ナシオン企画」（当時は「中根企画」）を設立し、それまで同協会から直接K印刷に注文していたこれらのPR誌の印刷を「ナシオン企画」を通しての間接注文に切り替えた。

はいずれも労働省OBで、同協会の

中根らのねらいは、協会とK印刷の間に「ナシオン企画」というトンネル会社を介在させることによってPR誌の単価を引き上げることであった。

「年金のまど」を例にとると協会から「ナシオン企画」への発注単価が二七円であるのに対し、労働省の協会からの購入単価は九二円は跳ね上がっている。「ナシオン企画」への発注価格と労働省の購入価格の差益から協会が得た利ざやは、一億七二〇〇万円（八七年度）となる。

中根専務理事は、「利益のほとんどは役員報酬などで消える」と説明しているが、この点も不透明な部分が多い。というのも、役員報酬総額は一億円近くはるはずだが、八八年度決算書による役員報酬は三二〇〇万円しか計上されていないからである。

現役職員もアルバイト

『労災年金受給者の相談事例集』

は、労働省労働基準局労災保険業務室監修と明記されている。しかし同業務室長は、「組織的に監修した覚えはない」と説明している。要するに保険業務室の職員がかってに保険業務室の名前を使って執筆していたのである。では誰が保険業務室の名前をつかって執筆したのかという問題にも保険業務室長は、「職員が個人でやったアルバイトだと思うが、誰が原稿料を受け取ったか分からない」とあいまいな回答に終始するだけである。これでは、保険業務室が職員がかってに保険業務室の名前を使うのを黙認し、問題が発覚した後も職員の名前を隠していると言われてもしかたがない。今回のトンネル会社疑惑には、労働省労災保険業務室自体の深く関与しているとみるべ

きであろう。

もうひとつの疑惑・・・

PR誌をめぐる疑惑以外にも、労災年金受給者の生活実態調査を「日比谷コンピュータシステム」に委託する窓口にも「ナシオン企画」がなっていたことも指摘されている。この「日比谷コンピュータシステム」は五年前、同じ労働省の労働保険徴収機械業務室と架空契約を結び、労働省の裏金作りに関与していたことがあるといういわくつきの会社である。「日比谷コンピュータシステム」が「ナシオン企画」と結んで裏金作りを行った可能性は極めて高い。今回の事件の中心人物である中根はノンキャリアから労災保険業務室長に這い上がった人物で、さき問題となった(株)労災保険情報センターにも理事のひとりとして名前を連ねている。

労働省「財政危機」宣伝のウソ

労働省から労災年金福祉協会へ支出される業務委託費や出版物の購入費は当然、労災保険財政から出されているものである。「中間報告」に見られるように、一方で保険財政の逼迫を理由に休業補償の一律一年半打切りを被災者に迫りながら、他方で労働省官僚の天下り機関をでっち上げて、保険財政から裏金を巻き上げる構造が存在する。

今回の「ナシオン企画」事件は、労働省の「労災保険財政が逼迫している」という主張の虚偽性があらためて明らかになったと同時に、今後の事態の推移にも注目していかねればならないだろう。

前線から

大阪

柴田訴訟が結審

判決は七月二五日

注目される高裁判断

るとする事実認識を取り上げ、

「ブレーカー作

業そのものが脳

出血発症の直接

的引き金となっ

たという仮説に

柴田さんの脳卒中は業務上

と判断した大阪地裁判決の

正さが、より明白になって

いる。高血圧症という基礎

疾病の上に脳卒中を発症し

たケースでの業務上外につ

いて、高裁がどのように判

断するか、労働省の脳心疾

患の労災認定基準ともから

み、大いに注目されるとこ

ろである。

七月二五日に午後一時よ

り大阪高裁一〇〇七号法廷

で判決が言い渡されるが、

これまで訴訟を支援してき

た出稼者組合、全港湾建設

支部西成分会などでは、当

日に報告集会などの開催を

計画している。

出稼労働者

が道路工事作

業作業中に発

症した脳卒中

が労災かどう

かを争う、柴

田訴訟控訴審

が五月十六日に開かれた法

廷をもって結審し、七月二

五日の判決言渡しが決定し

た。

この日の法廷では、天満

労基署、柴田さん双方から

最終の準備書面を提出した。

労基署側は、労災補償の

対象となる疾病について、

「業務の疾病にもたらす原

因力が相対的に有力なもの

とし、柴田さんのケースで

は、持病の高血圧症が「い

つ脳出血が発生するかもし

れないような」状態にあっ

たことが推認され、柴田さ

んの作業は過重な負荷には

あたらないと主張した。

柴田さん側は、高裁段階

での証人調べによって、判

決の正しさが明らかになっ

たことを主張した。その中

でも特に、労基署側申請の

上田一雄証人が、発症直前

に三〇四〇分間休憩してい

疑義をはさむ唯一の事実で

ある」と意見書の中で述べ

ているが、実際には直前に

休憩などしておらず、コン

クリートのガラ積みなどの

重労働を行っていることを

改めて指摘し、同証人の判

断をもってしても因果関係

が認められることになるこ

とを主張した。

控訴審の法廷進行をみる

と、三人の医学証人調べが

行われたわけであるが、労

基署側が申請した証人の見

解を持ってしても因果関係

が肯定されたことになり、

印刷工場の火傷災害で

和解交渉スタート

大阪中央

原告に過失はあったか？

印刷工場での火傷の災害について、使用者に民事損害賠償請求を行っている岡労災裁判で、和解交渉が始まっている。

この裁判は、零細のラベル印刷工場「三和スリッター」に勤めていた岡周二君（二二才・当時）が八六年の十二月の作業中に被災した両下肢火傷災害に関し、八八年に会社側を相手取って大阪地裁に提訴したものである。裁判は、本人、被告、現場責任者の証人調べをすでに完了し、今年四月

十九日に第一回の和解交渉を行った。

ただし、まだ皮膚移植後の治療、足、膝関節の機能を

訓練などで現在も療養中であり、症状が固定している

わけではなく、障害の程度とそれによる損害の全体を

確定できる状態ではない。そこで和解交渉は、将来の

障害を現在の診断書で概ね予想し、それを元に賠償額

を決定することになる。五月二一日に行われた第二回目の交渉では、損害を

七級相当と仮定することで

原告が合意し、原告から提出した賠償請求額に対し、

次回六月五日には被告側から額の提示を行うことになった。

過失割合をどう見るかについては、原告主張に

い違いが見られるが、和解交渉にどのように影響を及ぼすか、注目したい。

た。内容は、「和解金として約五〇万円を上積み、原告は四月で退職」というもので、判決額一〇〇万円（慰謝料）と遅延損害金を加えて総額二〇〇万円を会社が支払うというもの。逸失利益が認められなかった判決額と比べ、実質五割増で原告有利の和解といえる。な

東南

金属機械松本製作所支部

梅本難聴裁判

和解が成立

金属機械松本製作所支部

梅本氏が難聴の損害賠償を

会社に求めた裁判は、昨年

十月、慰謝料百万円の支払

いを会社に命じた原告勝訴

の判決が下されたが、会社

は控訴。大阪高裁で係争中

だったが今回和解が成立し

お、梅本氏は諸般の事情により四月で退職されることとなったが、今後も闘争を支えてくれた仲間と頑張っていききたいと決意を新たにしている。

原発被ばく岩佐訴訟

上告理由補充書を提出

「高裁判決は「原発」安全の片棒かつぎ

大阪

岩佐訴訟弁護団は、四月二六日最高裁第三小法廷に、上告理由補充書を提出した。補充書はまず、上告人岩佐氏の皮膚疾患について、高裁判決が「放射線皮膚炎」であると判断して何もおかしくないところを、その判断から逃亡していることを

厳しく批判している。なぜなら、被告国提出した「放射線皮膚炎ではなく別の病（血栓性静脈炎）である」との鑑定を否定しておきながら、岩佐氏が敦賀原発での被曝から皮膚炎をおこしたと推定させる重要証言を全く無視しているからだ。

放射線皮膚炎としか考えられず、しかもそれを指示する証言もあるにもかかわらずこれを採用しないとは不当というしかない。

次に、被曝の可能性について、高裁判決が会社資料をそのまま信用して「具体的危険をうかがい知ることができなかった」としたことについて「安全宣伝の片棒かつぎに過ぎない」と補

充書は指弾する。

裁判所は会社資料の真偽の検討すらしていない。裁判の間、敦賀原発放射能タレ流し事件などが起こっていてもである。

その一方で、あまりに過重な立証責任を被災者に課すのは、「司法救済の拒絶宣言に他ならない」としめくくっている。

労災申請中に解雇の派遣元会社に対し

損害賠償要求し交渉
ユニオンとうなん

ユニオンとうなんは、組合員O氏の後遺障害の損害賠償などを求めてN社と交

渉を行った。O氏は、N社から広島のT社に派遣労働者として派

遣された。ラインで自動車
シートの組立に従事してい
て、八七年五月環境騒音障害
になった。派遣元のN社は、
労災になったO氏を労災認
定が下りる前に解雇した。

O氏は八九年四月、N社
に再三にわたり労災補償の
要求を行った。それに対し
N社は、生活苦にあるO氏
の足もとを見て、休業補償
上積み程度の不当に低い額
で示談を結ばせた。

その後一二級の障害認定
を受け、障害が残るとは予
想していなかったO氏は、
改めてN社に正当な補償を
求めて、ユニオンとうなん
とともに要求を行ったもの
である。

交渉に臨んだユニオンに
対してN社は「すでに示談
済み」と、不誠実な態度に

終始した。労災申請中のO
氏をいまだ認定が下りてい

ないと理由で平気で解雇
するN社の反労働者の姿勢

を今後も追及していかなけ
ればならない。

熊 本

熊本県労働安全衛生センターが 診療所と環境医学センターを発足

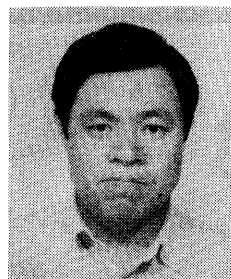
熊本県労働安全衛生セン
ター診療所「秋津レークタ
ウンクリニック」（木村孝
文所長）と「熊本環境医学
研究センター」（原田正純
所長）が完成し、四月七日
に開院レセプションが開か
れた。

熊本県労働安全衛生セン

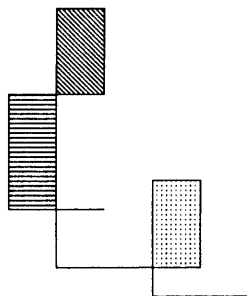
ターは、旧熊本県評はじめ
とした労働組合を主軸とし
て、生活協同組合などの市
民運動の力を合わせて、労

災職業病から、環境問題ま
で広い取り組みを進めてき
ている。今回の診療所、研
究センターの設立によって、
その機能が名実ともに充実
することになる。

今後の運動が期待されて
いる。



（木村診療所長）



パンフレット「胸部レントゲン撮影を考える」に
 一〇〇件の申込み



四月三〇日の朝日新聞朝刊に安全センターのパンフレットが紹介され、メーデーの日から申込みが相次ぎました。パンフは、児童・生徒や一般労働者に対する「無差別・強制」で実施されている胸部X線間接撮影に問題を投げかけたものです。改めて、この問題に対する関心の高さに驚いています。(事務局)

▽お申込みはセンターまで 送料込四〇〇円△

■なぜまたX線検査

小、中学校に入学すると、健康診断で一番に胸のX線撮影があります。小学一年の長男も五月初めに受けるのですが、放射線は微量でも体に浴びると怖いので、大学の小児科の先生に問い合わせたら、

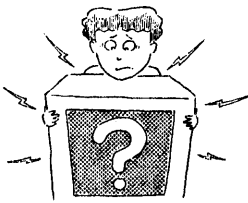
「X線撮影については、結核を早期発見して寿命を延ばすという支持論、逆に放射線により寿命を縮めるという反対論があり、いろいろ議論して検診回数を減らしてきている。しかし、結核患者が先進国に比べてまだ多い現状では、プラス要素が強い。」

「市立の小、中学では入学した年に全員、X線間接撮影をしています。間接撮影に否定的な父母もおられ、そういうケースについては放射線量の少ない直接撮影にするかど

うか、学校医と相談するよう指導しています。」

この四月、小冊子「胸部レントゲン撮影を考える」をまとめた関西労働者安全センター(事務局・大阪市西区)

X線の集団検診による結核患者の発見率は極めて低い。効用よりも放射線を不必要に浴びていかなどになる比率を考えると、安易な検診は再考すべきだ。世界的にみても日本のようなX線間接撮影を集団検診で強制的に導入している国はあまり例がない。問題をまとめた小冊子は一部四百円(郵送料込み)で希望者に分けています。問い合わせは平日、電話〇六一五三八一〇一四八へどうぞ。」



社会部
 06-231-4649
 月~土・11~16時
 FAX 06(231)4648(終日)

厚生省結核・感染症対策室

川西市 主婦(匿名)

「X線撮影については、結核を早期発見して寿命を延ばすという支持論、逆に放射線により寿命を縮めるという反対論があり、いろいろ議論して検診回数を減らしてきている。しかし、結核患者が先進国に比べてまだ多い現状では、プラス要素が強い。」

「市立の小、中学では入学した年に全員、X線間接撮影をしています。間接撮影に否定的な父母もおられ、そういうケースについては放射線量の少ない直接撮影にするかど

うか、学校医と相談するよう指導しています。」

パンフレット

B5版18頁

生き生きと働くために

あたらしい健康診断について

6/15アスベスト問題の今後を問う討論集会

一般環境・職場環境からアスベストを追放しよう!

学校施設の吹付けアスベストがきっかけとなって、アスベストの有害性があらためて世論の注目を浴びたのは88年。それ以降、公共施設での吹付けアスベスト除去工事に取り組む自治体も出てきました。東大阪や大阪府などは対策指針をもうけるなど、独自の取り組みを行う自治体もあります。

しかし、いまだ私たちの提唱する「安全確実な撤去・改修」は、実現されていないのではないかとの危惧を持たざるをえません。特に民間建築物の吹付けアスベストの実態は、ほとんど知られていないのが現状です。

しかも問題は吹付けアスベストにとどまりません。労働現場におけるアスベストの問題はほとんど放置されたままであり、むしろ今後の課題であると言わねばなりません。

今回の討論集会では、学校施設の吹付けアスベスト除去工事から今日にいたるまでの状況を捉え直し、民間建築物の問題やアスベストに曝露される労働者の問題へとさらに視点を深めていきたいと思えます。

この4月から、2000年をメドに段階的なアスベスト使用禁止の法制化を求める署名運動が全国的に開始されました。ある調査によれば、アスベストの大気中濃度は、アメリカの3倍に達しています。アスベスト追放の声をさらに大きなものとしていくためにも、ぜひともこの討論集会に参加していただきたいと思えます。



「アスベスト規制法」制定を求める国会請願署名を集めよう!

日時 6月15日(金) 6:00~

場所 市立労働会館203号室

JR「森の宮」駅・地下鉄「森の宮」駅下車 歩2分

参加費 300円

基調報告 依田彦三郎氏 (アスベスト根絶ネットワーク)

職場からの報告

主催/ アスベスト対策大阪ネットワーク

Tel(06)541-2712 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階

いろいろな病気の話 ⑨

摂食障害について ——— 小川・渡辺診療所 渡辺 哲雄

最近「飽食」の時代というよう
な言葉もきかれますが、食生活が豊

かになってよかったとばかり単純に
いえないようないろいろの問題がお
きています。その中でも「ダイエツ
ト」がよく話題になります。おいし
く食べてかつスマートでありたいと
いうことでしょうか。食事のとりか
たや運動のしかたについていやとい
うほどの情報があふれています。

思春期の女性に・・

ところが、体重が増えることをき
らうばかりか、身長に相応な普通の
体重であるにもかかわらず、もっと

やせたいと考えて、極端な小食にな
る人がいます。

こういう人はとくに思春期の女性
に多く、極端にかたよった食生活の
ために体重がどんどん減り、通常
「やせてスマート」である範囲をこ
えて、病的な痩せの状態になります。
誰が見ても、いかにもガリガリにや
せて、痩せ過ぎは明らかなのですが、
本人はそれが普通であると思ひ、か
えって身体が爽快であると言います。

そしてもっとやせたいと言います。

不思議なことに、そうしながら一方
では食べたいという欲望もこうじて
かえって過食傾向におちいり、それ
を人にみられるのをきらって隠れて

食べるようになったり、また食べた
後で自分で吐き出したり、下剤など
を用いてまで痩せようとします。

そういうわけで、以前は神経性食
思不振症いわれたり、思春期痩せ症
とよばれたりしますが、不食の傾向
と同時にまったく反対の食べ過ぎの
傾向も見られるので、まとめて摂食
障害とよばれるようになっていきます。

極端なやせから身体に異常

心理的問題も背景に

体重が三〇kgほどの極端な痩せの
状態になると、生理がとまったり、
他にも身体的な影響がいろいろ出て

きます。このレベルの生理的な安定が保たれる場合があり、そのせいで一層健康な水準を回復することが困難になります。この病気は心理的な問題からひきおこされる病気である

と考えられますが、はじめの診断においては、身体病でも極端な痩せを示すもの（内分泌疾患など）がありますから、これを区別することが大切です。こうした身体疾患がないことが確認され、極端な体重減少があり、思春期に発症して、月経がとまったりすることが、一応のめやすになります。

この病気の困難なところは本人が、「わたしはこれでよいので、治療が必要とは考えない」という態度をとる場合があることです。しかし、食事に関する問題だけでなく、その他にも、たとえばイライラして家族など周囲に反抗的、攻撃的な態度をとったりするなどの行動がでてきますと、やはり治療が必要な状態にある

といえます。身体的な痩せが重症で合併症が心配されたりするときには、入院して治療をスタートした方がよいときもあります。

この病気にかかる人はやせているにもかかわらず非常に活動的です。仕事をしている人では、あの身体はどこから？といわれるほどエネルギーに動きます。私生活においてもいつも身体を動かしていないと気がまずまず、スポーツが好きであったりします。

さて、心理的な問題が背景にあるとして、それはどういうことなのでしょう。いろいろな説があります。たとえば何らかの理由で大人として成熟することを拒否する心理がはたしているとか、女性が女性らしくなることを拒否する心理があるなどです。そのような心理にはまた生育歴にさかのぼるような葛藤をたどることができるといわれます。しかし、実際にはいちがいにそうともい

えないこともあり、いろいろなケースがあって、心理メカニズムも様々でわなないようです。

治療は身体感覚の回復を目標に

治療については、単に体重を増やすことだけを目的にしてもうまくいきません。自然な食欲など自然な身体のリズムに従うことをきらい、あるいはさけている状態にあることの自覚をうながし、自然な身体感覚を回復していくことを目標にします。その結果として次第に食事と体重についてのこだわりからぬけでていくことをめざします。

このためには、家族の接し方などで、病状を固定化させ本人を孤立化させるような動きをできるだけさけるように協力をもとめることが大切になります。



労災上積み補償を

考へる

⑦

三 上積み補償の金額について

労災上積み補償の金額について、具体的にどのぐらいが妥当かということについて考えてみたい。

産業労働調査所が毎年上積み補償金額について調査しているが、一八八八年の調査結果を見ると、まづ遺族補償給付では、被災者を区分することなく一律に支給する方式を取っている企業の平均額は、一七五八万円。被扶養者がいる場合といない場合で区分する方式では、有扶養者（配偶者と子供2人モデル）が二〇〇五万円、無扶養者が一五九七万円となっている。支給額の分布は、一律方式で二〇〇〇万円が二三・五

%と最も多く、二〇〇〇〜二五〇〇万円が三一・三%となっている。

障害補償給付は、支給方式が一時金で定額の場合と平均賃金×日数の場合、さらに少数ではあるが年金方式を採用している場合がある。この調査では定額の一時金方式が八割強を占めている。この方式の中でも被災して後に、退職するか在職するかで何らかの区分を設けている企業が半数を占めている。

左下の表1は、区分する企業の平均支給額だが、どのケースであつても、三級までの額から四級以下に大きな落差があり、また七級と八級の間にも落差があることに気付く。これは、企業が保険会社と結ぶ労災付加給付保険の契約内容によるもので

ある。一四級まで全ての障害を補償の対象とした保険商品以外に、七級までを対象としたもの、さらに三級までを対象としたものが売り出されており、当然保険料は飛躍的に安くなっていく。そのため、一〜三級ではかなりの補償額になっていながら、一〇級以下では「ほんの見舞金に毛のはえた程度」というような例が、意外に多くある。新たに上積み補償協定を締結する場合や、金額を改定する場合は、この点に充分注意する必要がある。

つぎに休業補償給付についてであるが、調査対象となった企業の約七割が実施しており、そのうちの約九割が労災保険の平均賃金の八〇%支給にさらに二〇%を上積みで支給し、計一〇〇%の補償にするという内容である。この調査の対象は、同調査所の会員企業でアンケートに回答を寄せた企業であり、どちらかと言えば社内の福利厚生に力を入れている

企業が多いことからかなり高い率で一〇〇%補償がされているが、中小の企業では、労働組合があっても休業の上積み制度のないところも多い。一般的にどの労働者も遭遇する機会が多い休業補償給付での上積みについては、やはり基本的なものとして締結しておく必要がある。

さて、これまで見てきたのは業務上災害についての上積み補償であるが、通勤災害についてはややランクを下げる取り扱いをしている、あるいは補償の対象としない企業も多い。これは、直接的には通勤災害が事業主の責に帰さないということや、そのかなりのが交通事故で、自賠責保険や任意保険でかなりの賠償が期待できるケースも多いことが一般的な理由である。しかし、通勤災害も業務との関連での災害であり、上積み補償が「無過失責任」（過失が無くても責任を持つ）の考え方を基本としていることからすると、区別するこ

となく業務上災害と同等の扱いをするのが当然とも言える。

表1 障害補償給付の平均支給額（定額方式企業）

〔退職、在職で格差のある企業〕

（単位：万円、（ ）社数）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
労働災害 退職の場合														
全産業	2,023 (67)	2,001 (67)	1,975 (67)	1,277 (64)	1,001 (63)	798 (62)	713 (62)	376 (49)	291 (48)	220 (48)	161 (48)	111 (48)	79 (48)	51 (48)
製造業	2,021 (47)	1,999 (47)	1,969 (47)	1,204 (45)	930 (44)	756 (44)	604 (34)	347 (34)	259 (34)	199 (34)	144 (34)	101 (34)	71 (34)	47 (34)
非製造業	2,030 (20)	2,009 (20)	1,998 (20)	1,328 (19)	1,178 (18)	900 (18)	796 (18)	439 (15)	368 (14)	271 (14)	203 (14)	136 (14)	96 (14)	60 (14)
在職の場合														
全産業	1,187 (57)	1,101 (57)	1,140 (57)	702 (68)	591 (67)	478 (67)	395 (67)	285 (67)	226 (66)	169 (66)	128 (66)	87 (66)	63 (66)	42 (66)
製造業	1,202 (39)	1,172 (39)	1,149 (39)	714 (47)	586 (47)	476 (47)	384 (47)	283 (47)	217 (47)	166 (47)	123 (47)	87 (47)	62 (47)	41 (47)
非製造業	1,005 (18)	1,135 (18)	1,119 (18)	800 (21)	602 (20)	483 (20)	422 (20)	290 (20)	248 (19)	175 (19)	139 (19)	87 (19)	67 (19)	47 (19)

表2 休業中の所得保障の割合（法定分を含めた休業補償率）

（単位：%）

産業	計 (社数)	80%	85%	90%	95%	100%	120%
労働災害 全産業	100.0(167)	8.4	0.6	0.6	0.6	89.2	0.6
製造業	100.0(100)	7.0	1.0	1.0	1.0	90.0	—
非製造業	100.0(67)	10.4	—	—	—	88.1	1.5
通勤災害 全産業	100.0(127)	17.3	5.5	2.4	—	74.0	0.8
製造業	100.0(77)	16.9	7.8	3.9	—	71.4	—
非製造業	100.0(50)	18.0	2.0	—	—	78.0	2.0

両表は貸金事情(89.6.25)より

交通事故と労災保険

示談と労災保険給付

6

「自動車で得意先まわりをしている途中で追突され、ひと月ばかり入院しました。治療と休業補償は加害者の自動車保険から支給されました。最近、示談の話をされています。示談をしたら、それ以後の治療や休業補償はどうなるのでしょうか。」



前回、保険会社が自動車保険の給付の停止を強要してきた場合の労災保険給付への切り替えについて述べました。そうした場合には、治るまで労災保険給付をきちんと支給し、その上で示談をするということにしておけばすっきりしています。

〔次に述べる(ハ)に該当〕

ちなみに、示談について労基署の被災者に関わる扱いは、基本的に次のようになっています。

(イ) 労災保険給付を受ける前に示談をした場合

示談で放棄した損害賠償請求権(保険給付と同一の事由に基づくものに限る)の分を差し引いた額を支給する。

(ロ) 労災保険給付完了後に示談をした場合
別段何もない。

(ハ) 労災保険給付の継続中に示談した場合。

すでに給付された分は(ロ)と同じ。その後については(イ)と同じ。ですから、質問の場合は、示談に治療費、休業補償を含めなければ、

労災保険に切り替えても労災保険給付に影響はないということです。

治療継続中の示談は慎重に、するなら内容に配慮をということです。

例えば、慰謝料についての示談であれば、労災保険給付には慰謝料という項目はないので何の影響もありません。後遺症損害についての示談の場合は、最終的に労災保険での障害補償を受ける際に、その分減額されます。また、治療費や休業補償など労災保険給付と重なる部分の示談である場合には「同一事由」条件にかかり、減額対象になりますので、慎重にすることが必要。

示談をしてしまつてから困る場合があります。その示談が極めて少額を強要されたものだったりしたときは労災保険給付の妨げにはなりませんし、内容・場合によるので示談をしてしまったときも、労災保険給付を諦めることは全くありません。

四月の新聞記事から

四・三

東京・中央労基署は海争鑑定人のクインティン・K・カンラスさん（フィリピン国籍）を、二日までに過労死として認定。

八八年七月千葉県君津港での七日間の出張から帰宅途中に倒れ、虚血性心疾患で死亡。

京都M・Kタクシの運転手Tさんが八八年十月に脑梗塞で倒れ、京都南労基署に申請していたが、二日までに業務上として労災認定された。

四・一一

労働省が天下りトンネル会社からPR誌を、二〜三倍で購入。（本文参照）

四・一二

十一日午前九時半頃、福島県白河郡の三菱製紙白河工場で煙突の一部を解体中、作業員二人が地上四十メートル所から転落即死。

四・一三

十一日午前九時頃、東海道新幹線の大阪第一車両所で新車を搬入作業中の川崎重工業作業員が感電事故により負傷。

四・八

全造船機械三菱長船分会は賃上げ・退職金回答に不満として、五日午後から半日ストを決行と同時に三日労災死した中尾昇さんの抗議ストを併せて行った。

事故はドックで作業中走行してきた三〇〇トンクレーンに足と腰を挟まれて死亡。

チェルノブイリ原発事故の被爆者らでつくる、救援同盟副会長のロベルト・S・チレス氏は「事故の死者は発電所従業員だけで七十二人でソ連政府発表の三十一人の二倍以上」と証言した。

四・一六

昨年八月に花の万博「いちよう館」建設現場で転落死した、石井政男さんは家族と連絡がとれず、本人の写真もなく会社が葬儀を行い遺骨は葬儀社に保管されている。

四・二〇

日本石油三宮給油所の工事現場でコンクリート側壁が突然崩れ、銭高組の現場監督の高橋さんが下敷となり死亡、ビル解体会社小田組の作業員も二人が重軽傷。

四・二二

高知・振動病訴訟に最高裁は上告を棄却（本文参照）

四・九

八日午前一時頃花の万博会場内「天むす店」の屋上で、看板取り付け中の作業員二人が転落重軽傷を負った。

四・二五

トーホー工業（発泡スチロール製造業）クズハ工場一階から出火、倉庫内の焼け跡から従業員谷田健二さんが遺体で見つかった。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284
☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672